

令和元年6月7日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

石油ふろがま、電気式床暖房、電気洗濯乾燥機に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ふろがま用バーナー（五右衛門風呂用）1件、
石油ふろがま1件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち卓球台1件、電気式床暖房1件、LEDランプ（電球形）1件、
液晶ディスプレイモニター1件、電気洗濯乾燥機1件） | 5件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電気毛布1件、電動アシスト自転車1件、
電気ストーブ（ハロゲンヒーター）1件、圧力鍋1件、
投げ込み式湯沸器1件、電気掃除機（充電式、スティック型）1件、
歩行車1件、リチウム電池内蔵充電器1件、エアコン1件） | 9件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

（管理番号：A201800130を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 株式会社長府製作所が製造した石油ふろがまについて（管理番号：A201900167）

① 事故事象について

株式会社長府製作所（法人番号：8250001005924）が製造した石油ふろがまを使用
中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、機器の修理、点検及び空だき防止装置の
作動状況を判定するために一時的に使用する点検用コネクター（空だき防止装置を働
かせないようにするもの）を修理・点検後に戻し忘れたため、空だきとなった際に空
だき防止装置が作動せず、火災に至ったものと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、
2007年（平成19年）7月27日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、
翌28日に新聞社告を行い、点検用コネクターが付属されている全ての製品について、
無償点検による点検用コネクターの回収を実施しています。

また、他の対象製品と電気回路や熱交換器の構造等が一部異なる2機種（CK-11
及びCK-11S）については、空だき防止回路が不安定となることによって空だき
防止装置の作動頻度が多くなり、修理・点検の回数も増え、点検用コネクターの戻し
忘れの可能性が高くなることから、安定的な作動を確保するため基板を交換する改修
も実施しています。

同社は、無償点検及び点検用コネクターの回収等を促進するため、2009年
（平成21年）10月から2010年（平成22年）3月までテレビCM放映により、
また、継続的に、販売店、サービス店を通じ、同社製品全般の修理・点検時に対象
製品があった場合には、点検用コネクターの戻し忘れがないかの確認及び回収等を
徹底するとともに、ポスター掲示、店頭チラシ配布、新聞折込みチラシ等により、
対象製品の使用者に対し呼び掛けを行っています。

③ 対象製品：品目、型式、製造期間、対象台数

品目	型式	製造期間	対象台数
石油ふろがま	JK、JK2、JK-N ※ (パナ型式：BM-71K、BM-71KT) (セット型式：JPK、JPS-T、JPK-N)	1984年7月 ～ 1991年9月	243, 420
	JPS-T3、JPK-N3 (パナ型式：BM-73K) (パナ製造番号 000001～238930、 500002～588761が対象)	1991年8月 ～ 2001年9月	257, 603
	CK-8、CK-8E	1985年1月 ～ 1992年5月	23, 815
	CK-9、CK-9E	1985年11月 ～ 1987年7月	3, 840
	CK-10、CK-10S (製造番号 000001～040080が対象)	1986年12月 ～ 2001年9月	54, 181
	CK-11、CK-11S	1987年4月 ～ 1999年10月	111, 085
		小 計	

品 目	型式	製造期間	対象台数
追いだき付 石油給湯器	JIB-T	1984年11月 ～ 1988年1月	3,150
	JIB-2T	1984年10月 ～ 1988年7月	9,093
	JIB-4	1983年4月 ～ 1984年8月	4,323
	JIB-5、JIB-5E、JIB-5S、JIB-5SE	1983年11月 ～ 1986年7月	12,990
	JIB-6N、JIB-6NE、JIB-6NEG、 JIB-6NS、JIB-6NSG、JIB-6EA、 JIB-6EAG、JIB-6SA、JIB-6SAG	1986年3月 ～ 1988年4月	30,333
	JIB-7EG、JIB-7S、JIB-7SAG、 JIB-7SG	1987年12月 ～ 1991年12月	39,134
	小 計		
合 計			792,967

(注) ※印の型式については、機器本体に表示がされており、別途、バーナー部にはバーナー型式名、取扱説明書にはセット型式名が表示されています。

2007年（平成19年）7月27日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：37.4%（2019年5月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900167）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	0	—	2014年度	4	火災
2018年度	1	火災	2013年度	2	火災
2017年度	3	火災	2012年度	5	火災
2016年度	7	火災	2011年度	7	火災
2015年度	3	火災	2010年度	1	火災

＜対象製品の外観及び確認方法＞

下図は一例ですが、本体正面又は側面に型式名の表示があります。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、浴槽に水があることを確認して使用していただくとともに、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社長府製作所

電話番号：0120-911-870

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.chofu.co.jp/support/important/20070727.html>

(2) ミタケ電子工業株式会社が製造した電気式床暖房について(管理番号：A201900154)

① 事故事象について

ミタケ電子工業株式会社（法人番号：5130001041356）が製造した電気式床暖房を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

② 当該製品のリコール（無償点検）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、平滑でない場所において施工されたことによる電極部の接触不良により、電極が断線・短絡し、出火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2010年（平成22年）10月25日からウェブサイトへ情報を掲載し、対象製品について無償点検を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201900154）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③ 対象製品：製品名、型番、製造期間、対象台数

製品名	型番	製造期間	対象台数
パセロ200V	FL2-**** ※FL2で始まる型番	2005年10月 ～ 2007年4月	4,855

2010年（平成22年）10月25日からリコール（無償点検）を実施
点検率：89.8%（2019年6月6日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900154）発生以前の、当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	1	火災	2014年度	1	火災
2018年度	0	—	2013年度	2	火災
2017年度	2	火災	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	1	火災

<対象製品の確認方法>

対象製品に使用されているコントローラは、以下の2種類です。



1回路用コントローラ



2回路用コントローラ

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者又は事業委託先の行う無償点検を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ミタケ電子工業株式会社

電話番号：0800-200-4588

受付時間：9時～17時30分（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.mitake-electronic.co.jp/news00.html>

(3) 三洋電機株式会社が製造した電気洗濯乾燥機について（管理番号：A201900166）

① 事故事象について

三洋電機株式会社（法人番号：1120001155854）が製造した電気洗濯乾燥機を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

② 当該製品のリコール（無償部品交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品の電解基板の電源回路に品質特性にバラツキのあるダイオードが使用されていたことから異常発熱し、電解基板ケース内で発生した火花が、乾燥運転時に堆積した衣類のほこりに着火するおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2013年（平成25年）5月15日にウェブサイトへの情報掲載、翌16日に新聞社告、販売店の顧客情報に基づく電話連絡又はダイレクトメールの送付等を行い、対象製品について無償部品交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201900166）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③ 対象製品：製品名、品番、製造番号、製造期間、対象台数

製品名	品番	製造番号	製造期間	対象台数
タテ型洗濯乾燥機	AWD-E105ZA	全て対象	2005年9月 ～ 2008年11月	41,300
	AWD-E105ZB	600001 ～ 604000	2008年11月 ～ 2009年2月	4,000
合 計				45,300

2013年（平成25年）5月15日からリコール（無償部品交換）を実施
改修率：76.4%（2019年5月31日時点）

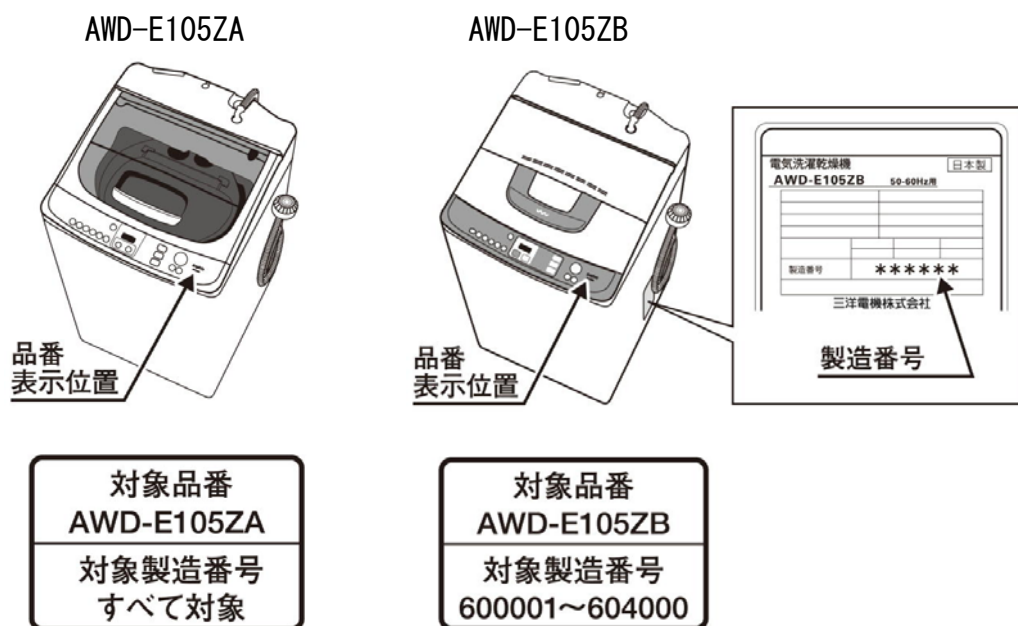
<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900166）発生以前の、当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	0	—	2014年度	0	—
2018年度	0	—	2013年度	0	—
2017年度	0	—	2012年度	1	火災
2016年度	0	—	2011年度	1	火災
2015年度	0	—	2010年度	0	—

＜対象製品の外観及び確認方法＞

品番、製造番号は、以下のとおり表示されています。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償部品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

三洋電機株式会社 タテ型洗濯乾燥機相談室

電話番号：0120-34-9180

(携帯電話・PHS可、一部IP電話不可)

受付時間：9時～17時(土・日・祝日を除く。)

ウェブサイト：

<https://www.panasonic.com/jp/support/sanyo/info/psawd-e130515.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03-3507-9204(直通)

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代、植杉

電話：03-3501-1707(直通)

FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900160	平成31年4月18日	令和元年6月4日	石油ふろがま用 バーナー(五右衛門風呂用)	F-9	長府工産株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を破損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	長崎県	令和元年6月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月28日
A201900167	令和元年5月10日	令和元年6月5日	石油ふろがま	CK-11S	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、機器の修理、点検及び空だき防止装置の作動状況を判定するために一時的に使用する点検用コネクター(空だき防止装置を働かせないようにするもの)を修理・点検後に戻し忘れたため、空だきとなった際に空だき防止装置が作動せず、火災に至ったものと考えられる。	神奈川県	製造から20年以上経過した製品 平成19年7月27日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 37.4%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800130	平成30年4月2日	平成30年6月1日	卓球台	NBLコクサイ16	株式会社ジャパーナ (輸入事業者)	重傷 1名	当該製品を組み立てていたところ、首を可動部に挟み、負傷した。 調査の結果、当該製品に異常は認められないことから、使用者が設置作業を1人で行っていた際に転倒し、稼働する脚部が折り畳まれた際にできる脚サイドバーと天板との間に身体を挟まれたものと推定される。 なお、使用者は子供(7歳)であり、設置作業を1人で行っていたところ、当該製品は設置、移動方法等の本体表示がなく、取扱説明書には「2人以上で設置等を行う。」旨が記載されているが、安全に設置するために大人が設置等を行う旨が記載されていないことも事故発生に影響したものと考えられる。	大分県	平成30年6月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900154	平成31年4月11日	令和元年6月3日	電気式床暖房	FL2-2879	ミタケ電子工業株式会社	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月9日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意 平成22年10月25日からリコールを実施(特記事項を参照) 点検率: 89.8%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201900157	平成31年3月20日	令和元年6月4日	LEDランプ(電球形)	LDA10WHD	株式会社ヤザワコーポレーション (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月27日
A201900159	令和元年5月21日	令和元年6月4日	液晶ディスプレイモニター	245B plus	日本サムスン株式会社(現 サムスン電子ジャパン株式会社) (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品の電源を入れたところ、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201900166	令和元年5月26日	令和元年6月5日	電気洗濯乾燥機	AWD-E105ZA	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大分県	令和元年6月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成25年5月15日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 76.4%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900155	令和元年5月22日	令和元年6月3日	電気毛布	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	青森県	製造から35年以上経過した製品 令和元年6月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900156	令和元年5月22日	令和元年6月3日	電動アシスト自転車	火災	当該製品からバッテリーを取り外して充電中、当該製品のバッテリーを焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和元年5月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900158	平成31年4月14日	令和元年6月4日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	令和元年4月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月24日
A201900161	平成31年4月24日	令和元年6月4日	圧力鍋	重傷1名	当該製品で調理後、蓋を開けようとしたところ、蓋が飛び、蒸気等が腕にかかり、火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月30日
A201900162	平成30年7月16日	令和元年6月4日	投げ込み式湯沸器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	平成30年9月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月30日
A201900163	平成31年4月27日	令和元年6月5日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月29日
A201900164	平成31年4月24日	令和元年6月5日	歩行車	重傷1名	施設で使用者(80歳代)が椅子から立ち上がり、折り畳まれていた当該製品を開こうとしたところ、転倒し、足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月23日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900165	平成28年1月1日	令和元年6月5日	リチウム電池内蔵充電器	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	平成28年2月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年1月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201900168	平成30年2月28日	令和元年6月5日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月4日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

卓球台（管理番号:A201800130）



LEDランプ（電球形）（管理番号:A201900157）

